

# 潮来工業団地内緑地利用事業に関する基本協定書

## (案)

茨城県潮来市（以下「甲」という。）では、令和4年度に過疎地域に指定された旧牛堀町区域において、懸念されている人口減少及び少子高齢化の進行により地域コミュニティの衰退を防ぐため、新たな雇用の創出や地域経済の結成化に資する事業提案を募集した。

（以下「乙」という。）より、事業提案があり、甲はこれを採択したため、甲及び乙との間で、潮来工業団地内緑地利用事業の推進並びに公有財産の売買に関し、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

### (目的等)

第1条 本基本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、地域における新たな雇用の創出や産業基盤の形成を推進するとともに、地域経済の活性化に資する事業の達成等を目的とする。

### (提案内容の履行)

第2条 乙は、提案事業を誠実に実施しなければならない。

2 乙は、甲の承諾がない限り、提案事業の変更をしてはならない。

3 甲は、乙に対し、公共公益上、必要と認められるものについて、合理的な範囲で提案事業の変更を求めることができる。

4 乙は、本契約日の翌日から3年以内に、提案に基づき、事業を開始できる状態にしなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、乙は、提案事業の実施に際して疑義が生じた際は、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

### (許認可等の取得等)

第3条 乙が、基本協定に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可又は届出は、乙が自らの責任及び費用により取得するものとする。

### (土地売買契約)

第4条 甲及び乙は、基本協定の締結後、令和8年7月末日までに事業地に関する土地売買仮契約を締結するものとする。

2 土地売買仮契約後、潮来市議会の議決を経てから、土地売買本契約を締結するものとする。

3 契約額は、甲が選定する不動産鑑定会社による不動産鑑定評価書記載の鑑定評価額以上の金額で、甲及び乙が別途合意した金額とする。

4 契約に至らなかった場合、乙は売却予定事業者の地位を失う。

(基本協定の地位の譲渡等)

- 第5条 乙は、甲の承諾がない限り、基本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- 2 第1項による譲渡等にあたっては、基本協定に定める甲、乙の権利義務関係を継承する条項が含まなければ、甲は、承諾を行わないものとする。
- 3 第1項による甲の承諾は、書面によるものとする。

(甲に対する通知義務)

- 第6条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知するとともに、提案事業の実施や継続に関して、速やかに甲と協議しなければならない。
- (1) 住所、名称、定款、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 解散、若しくは合併したとき、又は営業を停止、廃止、若しくは譲渡したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案事業の実現や継続が困難となるような事態が発生したとき。

(近隣対策)

- 第7条 提案事業の内容、工事等について、近隣立地企業や地元自治会等への周知、説明対応等については、乙が誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も乙が責任と費用負担において対応するものとする。

(基本協定の解除権)

- 第8条 本協定の解除については、甲及び乙が協議のうえ、別途合意によって定めるものとする。

(協議)

- 第9条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度誠意をもって協議し定めるものとする。

令和8年 月 日

甲 茨城県潮来市辻626  
潮来市  
潮来市長

乙